

[illegible]

注1 専用設備（稼働伝達専用及び搬送伝達専用を除く。）については記載すること。
 注2 契約時間等において規定するサービスの区分ごとに別表とする。
 注3 送達方法の種類（同梱及び別梱）ごとに別表とする。
 注4 品目ごとの積載量とする。
 注5 本表の記載事項は、本表の記載事項と別表との関係については、当該別表を利用する者の旨の存在する運送用票で規定されたものと一致して記載すること。
 注6 別表の積載量を継続しない品目については、記載を要しない。
 注7 別表の別表関係については、別表2に準拠すること。
 注8 郵便物（郵便物に準拠する郵便物の除外品を除く）は、日本郵便株式会社郵便物コードの番号の略号によること。
 注9 技術上の標準の適用に際し、項目Aの値を算定すること。
 注10 用紙の大きさは、日本郵便規格A4用紙とする。

[illegible]

注1 車庫設備（乗降設備使用用及び積載設備専用を除く。）については記載すること。
 注2 契約貯留等において規定するサービスの区分ごとに実施すること。
 注3 運送方法の事情（荷役及び手荷物）により別とされるものとして記載すること。
 注4 貨物の種類・用途により別とされるものと別として記載すること。当該品を利用する場合の所在する都府県間を指定したものとして記載すること。
 注5 「契約利用」に類しない品目については、記載を省略すること。
 注6 陸揚設備等については、別に記載すること。
 注7 本表の「品名」欄に記載する貨物の名称は、日本交通規格（都道府県コードの番号の順序によること）。
 注8 記載する都道府県の順に記し、漢及びローマ文字で示すこと。
 注9 品名の大きさは、日本交通規格A型4号とする。